

品川区障害者日中一時支援事業実施要綱

制定	平成 23 年 3 月 23 日	区長決定	要綱	第 30 号
改正	平成 26 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 63 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定	要綱	第 355 号
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱	第 541 号
改正	平成 28 年 3 月 17 日	部長決定	要綱	第 162 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 68 号
改正	平成 29 年 6 月 26 日	部長決定	要綱	第 115 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 163 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱	第 10 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 241 号
改正	令和元年 10 月 1 日	部長決定	要綱	第 336 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱	第 212 号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を確保するための日中一時支援事業の運営について必要なことを定め、障害者等がその有する能力や適性に応じた地域生活が営めるようになることにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第2条 区長は、特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

2 この事業を利用する際に家族が送迎困難な場合、送迎サービスを行う。

3 業務に従事する者は家族との連絡を密にし、常に障害児の個々の障害の程度に応じて細心の注意を持って従事する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、区内に住所を有し特別支援学校等に通学する小学生から高校

生ままでの障害児を対象とする。ただし、医療行為を必要とする者は除く。

(事業実施場所)

第4条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にじのひろば戸越
住所 品川区戸越6-8-20
- (2) 名称 にじのひろば八潮
住所 品川区八潮5-3-8
- (3) 名称 品川区立障害児者総合支援施設
住所 品川区南品川3-7-7

(利用人員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

- (1) にじのひろば戸越 10名
- (2) にじのひろば八潮 15名
- (3) 品川区立障害児者総合支援施設 20名

(事業実施時間)

第6条 事業の実施時間は、祝日を除いた月曜日から土曜日の午前8時から午後7時までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)の保護者は、日中一時支援利用登録申請書(第1号様式)を区長に提出するものとする。

(利用の承認決定等)

第8条 前条の規定による申請があったときは、区長は利用者の心身の状況・生活状況・家族状況等を面接等により確認した上で、利用の可否を決定し、必要であると認められるときには、利用場所および利用日数を日中一時支援事業利用決定通知書(第2号様式)により通知し、利用登録者台帳(第3号様式)に登録する。その有効期間は、承認を行なった日から起算して最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者が、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日までの1カ月以内に第7条に規定する申請を行わなければならない。

(利用することができない場合)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業を利用することができない。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により医療機関への治療を要するとき。

(2) 利用当日の健康状況等により預かることができないと区長が判断したとき。

(3) 区外に転出したとき。

(4) その他事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと区長が認めたとき。

2 事業を利用している時間は、ホームヘルプ等その他の障害福祉サービス等を利用できない。

(利用方法)

第10条 日中一時支援事業の利用者の保護者は、利用月の前月1日から翌月分の利用を予約することができる。ただし、運営上支障をきたさない場合この限りでない。

(利用料)

第11条 事業を利用する場合の利用料は、1回の利用につき別表に規定する額とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者が1月に支払うべき利用料の上限（別表なお書きの交通費を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号および第3号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 第8条による利用の承認決定を受けた者の保護者および当該保護者と同一の世帯に属する者について、同条に規定する有効期間の属する年度または前年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税の所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの 4,600円

(3) 特別区民税世帯非課税者（第8条による利用の承認決定を受けた者の保護者および当該保護者と同一の世帯に属する者について、同条に規定する有効期間の属する年度または前年度分の地方税法の規定による特別区民税を課されない者（区の条例の規定により区民税を免除された者を含む。））および生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者もしくは要保護者 0円

3 特別区民税の算定に当たっては、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

(利用料の支払)

第11条の2 利用者は区長に対し、前条の利用料（その額が前条第2項各号の規定による上限を超えた場合は同項各号に規定する額）を別に定める期限までに支払わねばならない。

(事業の委託)

第12条 区長は、障害者の地域生活の支援に精通している社会福祉法人や、NPO法人等に対し、支援事業の運営を委託することができる。

2 前項の規定により事業を受託した者（以下「運営事業者」という。）は、利用者の

承認を得たうえで、日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳（第3号様式の2）および日中一時支援事業利用者別明細書（第3号様式の3）を作成し、区長に提出しなければならない。

（個人情報の遵守）

第13条 運営事業者は、事業で得た個人情報を遵守するものとする。

（報告）

第14条 運営事業者は事業を実施したときは区長に対し、実施した月の翌月の10日までに利用状況内訳報告表（第4号様式）および月次利用実績表（第5号様式）を提出するものとする。

2 運営事業者は、次に掲げる事項に該当するときは、異動届（第6号様式）により区長に届けなければならない。

- （1）利用者の住所等が変更となったとき
- （2）利用者の心身状況に大きな変化があったとき
- （3）利用の中止をしようとするとき

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 品川区障害児タイムケア事業運営要領は（平成21年3月13日健康福祉事業部長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

別表（第11条関係）

利用時間	1回あたりのサービス提供における利用料基準額
4時間未満	1,000円
4時間以上8時間未満	2,000円
8時間以上11時間以下	3,000円

- * なお、事業実施場所から自宅までの交通費は、一回、300円とする。
- * また活動にかかるおやつ代や保険料については利用者の実費負担とする。

品川区日中一時支援事業利用登録申請書

申請日 年 月 日

フリガナ	手帳内容		写
利用者氏名	愛の手帳 身障手帳 精神手帳	種 度 級 級	
生年月日	年 月 日生 (歳)		
学校名他	学校 年 担任		
フリガナ	電 話() -		
申請者氏名	F A X() -		
住 所	〒 - 区		
世申 帯請 員者 氏及 名び	氏 名	続 柄	氏 名
利用希望先	にじのひろば戸越 ・ にじのひろば八潮 ・ 障害児者総合支援施設		
送迎希望	有()、 無	利用日数	日
※事故・体調不良・天災等の緊急連絡先			
①	氏名	続柄	
	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 (TEL)		
②	氏名	続柄	
	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 (TEL)		
③	氏名	続柄	
	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 (TEL)		
医療機関および連絡先:			
医師診断名:		内服薬: 有()、 無	
医師の注意事項			
その他、連絡事項			
減免の種類	負担上限額に関する認定 <input type="checkbox"/> 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者		

世帯の課税状況につき、公簿等により確認することを了承します。
 家族に連絡がつかず必要と認められる場合は、職員が主治医や学校等に連絡をとる際に個人情報を用いることを了承します。

年 月 日 保護者氏名()

品川区障害者日中一時支援事業利用決定通知書

年 月 日

〒 品川区
様

品川区長 印

年 月 日に申請のありました品川区障害者日中一時支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登録者証番号		保護者氏名	
利用決定児童名		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用場所		支給決定日数	日/月
利用料上限			
特記事項			

不服申し立ておよび取り消し訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式の3(第12条関係)

日中一時支援事業利用者別明細書

No	利用者名	利用に係る 児童名	利用回数					利用料合計	利用料上限	差額
			4時間未満 (1,000円)	4時間以上 8時間未満 (2,000円)	8時間以上 11時間以下 (3,000円)	送迎				
						迎え	送り			
合 計			0	0	0	0	0	0	0	

①学校別利用内訳、利用実人数(区外含む)

開園日数 日

学年	学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
小学生														
中学生														
高校生														
													合計	

②送迎状況内訳(区外含む)

(ア) 【行き】自宅・学校・バスポイント→事業所

自宅	回
	回
	回
	回
	回
	回
	回
合計(区内+区外)	回

(イ) 【帰り】事業所→自宅

自宅	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

※(ア)と(イ)は、事業所の送迎を利用

(エ) 【帰り】その他の状況内訳

保護者	回
本人	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

(ウ) 【行き】その他の状況内訳

保護者	回
本人	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

【送迎 合計】

行き(ア+ウ)	回
帰り(イ+エ)	回

③利用別状況(区外含む)

①就業の為	名
②家族の病気	名
③冠婚葬祭等	名
④兄弟の学校行事等	名
⑤その他	名
合計(区内+区外)	名

④登録者数 名

【品川区内】	
小学生	名
中学生	名
高校生	名
合計	名

⑤入会 名 登録日 月 日 学校 学年 性別 【理由】

⑥退会 名 解約日 月 日 学校 学年 性別 【理由】

日	曜	利用者計	利用時間			利用者								内 特別支援学校生						送迎	
						小学低学年		小学高学年		中学生		高校生		小学生		中学生		高校生			
			A	B	C	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	行き	帰り
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
合計人数																					

※利用時間 A-4H未満、 B-4H~8H、 C-8H~11H

第6号様式（第14条関係）

品川区障害者日中一時支援事業利用異動届

年 月 日

品川区長あて

年 月 日に申請のありました品川区障害者日中一時支援事業の利用については、下記の理由により変更したことを報告します。

記

1. 利用児氏名 []

2. 保護者氏名 []

3. 変更事由
(変更前)

(変更後)

4. 変更する理由